

Title	サン＝ランベール、モンテスキュー、そしてエルヴェシウス： 『百科全書』の項目「名譽«HONNEUR»」を中心に
Sub Title	Saint-Lambert, Montesquieu et Helvétius : autour de l'article "HONNEUR" de l'Encyclopédie
Author	井上, 櫻子(Inoue, Sakurako)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2020
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. フランス語フランス文学 (Revue de Hiyoshi. Langue et littérature françaises). No.70 (2020. 3) ,p.95- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10030184-20200331-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

サン = ランベール、モンテスキュー、 そしてエルヴェシウス

——『百科全書』の項目「名誉 « HONNEUR »」を
中心に——

井 上 櫻 子

論者は、本紀要前々号にてサン = ランベールが『百科全書』に寄稿した項目「作法 « MANIÈRE »」¹⁾に注目し、そこに展開される議論がモンテスキューの作法に対する考え方への反論となっていることを明らかにした²⁾。「作法 « MANIÈRE »」についての議論は、この語を見出し語とする3つの項目³⁾のみならず、デイドロの執筆項目「様子、態度 « AIR, MANIÈRES »」⁴⁾、「流儀 « FAÇON »」⁵⁾にも、作法について議論されていることから、『百科全書』において作法の社会的役割に関する検討はサン = ランベールのみならず、この大事典の編集長にとっても重要な問題であったことが分かる。彼らがこ

1) Saint-Lambert, article « MANIÈRE (*Gramm. Pol. Moral.*) », dans l'*Encyclopédie*, t. X, 1765, pp. 34–36.

2) 井上櫻子「サン = ランベールと『百科全書』 — 項目「作法 « MANIÈRE »」をめぐって —」『慶應義塾大学日吉紀要 フランス語フランス文学』、第 67 号、2018 年、pp. 19–32。

3) 上記のサン = ランベールによる執筆項目以外に、「態度、物腰 « MANIÈRES, FAÇONS »、」(l'*Encyclopédie*, t. X, 1765, p. 36)、「手法 (の偉大さ) « MANIÈRE, grandeur de, (*Architecture.*) »」(l'*Encyclopédie*, t. X, 1765, pp. 36–37) がある。

4) l'*Encyclopédie*, t. I, pp. 236–237.

5) l'*Encyclopédie*, t. VI, p. 359.

の問題について再検討しようとしたのは、先行する時代のモラリストたちとは異なった視点から「作法」の社会的有用性について捉え直す必要を感じていたからである。モラリストたちは、「作法」を人々の真の感情を隠してしまう「うわべだけの振る舞い」、さらには一種の「偽善」として断罪していた。とはいえ、君主政下の階級社会において「作法」、すなわち振る舞い方は、円滑な人間関係を保つ上で重要な役割を確かに果たしていた。この事実をどのように捉えるべきか。項目「作法」において、サン＝ランベールは当時隆盛を極めていた感覚論の人間論に依拠しつつ、物理的感覚が精神に与える影響を強調する。そして、「ある行動、ある仕草、ある動き、ある外的身振りの習慣は、世界のあらゆる教義や形而上学よりも強く、われわれのうちに同じ感情を保持させる」⁶⁾、すなわち、作法は、人々に「美德」、道徳的感情を保持させるのを可能にすると主張するのである。かくして、サン＝ランベールは、宗教、法、習俗、作法を弁別しようとするモンテスキューの考え方⁷⁾に修正を迫ろうとするのである。

サン＝ランベールの著作を読むと、随所にモンテスキューを想起させる議論が認められる。たとえば、代表作『四季』には北方の人々と南方の人々の習俗の違いについての考察が展開されているが、これが『法の精神』に展開される名高い風土（環境）決定論を踏まえたものであることは容易に察しがつく⁸⁾。その一方で、先述の項目「作法」に見られるようにモンテスキューの主張に異を唱えているテキストが存在するのもまた確かな事実だ。本論考

6) Saint-Lambert, article « MANIÈRE (*Gramm. Pol. Moral.*) », dans l'*Encyclopédie*, t. X, 1765, p. 35.

7) モンテスキューは『法の精神』において、「習俗と作法は慣習であって、これらは法が定めたものでなければ、定めることもできなかったものでもあり、またそう目指したこともないものだ」と述べている。Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, édition de Robert Derathé, Garnier, 1973, livre XIX, chap. 16 « Comment quelques législateurs ont confondu les principes du gouvernement les hommes ? », t. I, p. 337.

8) Saint-Lambert, *Les Saisons. Poème*, texte établi et présenté par Sakurako INOUE, STFM, 2014, « Notes sur l'Été », pp. 174–175.

では、そのようなテキストの一つである『百科全書』の項目「名誉
« HONNEUR (*Morale.*) »」⁹⁾に着目してみたい。そして、サン＝ランベールが『百科全書』に寄稿した道德関連の項目——そのほとんどはこれまで考察の対象となったことがない——を再読する意義について考えてみたいと思う。

I：サン＝ランベールによる「名誉」の定義

まず、項目「名誉」の冒頭に目を向けてみよう。

名誉、男性名詞（道德） これはわれわれ自身への尊敬の念 « l'estime de nous-mêmes », また他人への尊敬の念 « l'estime des autres » への権利感である。というのも、われわれは徳の原理から全く逸脱しておらず、この原理にしたがう力があると感じるからである¹⁰⁾。

サン＝ランベールは、「名誉」とは、自分自身と他人への尊敬の念だとする定義を『百科全書』の項目「立法者」でも繰り返している。

「立法者」は名誉の感情、すなわち自分自身と他人を尊敬したいという欲望、名誉に思ったり、名誉を得たりする欲望を掻き立てることになるだろう¹¹⁾。

そしてさらに、サン＝ランベールは後年までこの「名誉」に対する自身の定義を誇りとし、支持し続けたようだ。というのも、革命暦5年、すなわち1796–97年に刊行された『普遍のカテキスム』にも、「名誉への愛とは何か」との問いに対して、「自分に対する尊敬の念 « sa propre estime » と他人

9) Saint-Lambert, « HONNEUR », dans l'*Encyclopédie*, t. VIII, 1765, pp. 288–290.

10) Saint-Lambert, « HONNEUR », dans l'*Encyclopédie*, t. VIII, 1765, p. 288.

11) Saint-Lambert, « LÉGISLATEUR », dans l'*Encyclopédie*, t. IX, 1765, p. 359.

に対する尊敬の念 « celle (= l'estime) des autres » を抱くことに対して、有していると思われる権利を保持したいという欲望¹²⁾ との答えを記しているからである。

比較材料として先行する辞典類をひもといてみると¹³⁾、一般的に「名誉」という語の定義には多くの紙幅が割かれており、この概念がアンシャン・レジーム期に重視されていたことが垣間見られる。1721年刊行の『トレヴー辞典』では、「名誉」の第一義は「一般に、美徳、そして栄光と名声に値する功績に払うべき尊敬の念 « l'estime » を指す¹⁴⁾」とあり、1740年刊行のアカデミーの辞典では、この語はまず、「ある人の威厳、あるいは功績に対する畏敬の念、尊敬の念、評価を知らしめる行為、外的表明¹⁵⁾」と定義されている。

こうした辞書類に見られる定義に対して、サン＝ランベールの定義で興味深いのは、とりわけ「他者への尊敬の念」を抱くことが「権利」と結びつけられている点である。そして、前掲の引用に続く文では、「これこそが、思考する人間の『名誉』であり、この人はそれを保持するために人間として、そして市民としての義務をきちんと果たすのである¹⁶⁾」とあるように、サン＝ランベールは、名誉の問題を政治的文脈で捉えようとしているのである。

項目「名誉」の執筆者が目指すこと、それは次の一節にはっきりと示され

12) Saint-Lambert, *Le Catéchisme universel*, dans *Œuvres philosophiques de Saint-Lambert*, Agasse, t. II, an V de la République, p. 44.

13) 『百科全書』を辞書史の中に位置づけてその意義を問う必要性については、以下の著書に詳しい。Marie Leca-Tsiomis, *Écrire l'Encyclopédie. Diderot ; de l'usage des dictionnaires à la grammaire philosophique*, SVEC 375, The Voltaire Foundation, 1999. また、フランス科学アカデミーの支援を受けて継続中の『百科全書』電子批評版プロジェクトは、M. レカ＝ツィオミスの主張を応用・発展させた共同研究と言える (<http://enccre.academie-sciences.fr/encyclopedia/>)。

14) « HONNEUR », dans le *Dictionnaire universel du français et du latin*, t. III, 1721, p. 674.

15) « HONNEUR », dans le *Dictionnaire de l'Académie française*, t. 1740, p. 814.

16) Saint-Lambert, « HONNEUR », dans *l'Encyclopédie*, t. VIII, 1765, p. 288.

ている。

ある一流の天才が、「名誉」は君主政の原動力であり、美德は共和政の原動力であると言った « Un génie du premier ordre a prétendu que l'honneur était le ressort des monarchies, et la vertu celui des républiques »。「名誉」も美德も備えたこの偉人の著作に、幾らかの過ちを見出すのが許されるとは！¹⁷⁾

ここで言及される「一流の天才」がモンテスキューを指すことは、『法の精神』の読者であれば、すぐに分かるだろう。なぜなら、『法の精神』「序文」冒頭には以下のような一節が認められるからである。

本書の最初の4巻を理解してもらうためには、私が共和国で「徳」と呼ぶものが祖国愛、すなわち平等への愛であると指摘しなくてはならない。それは道徳上の徳でも、キリスト教の徳でもなく、「政治上の」徳である。「名誉」が君主政を突き動かす原動力であるように、政治上の徳は共和政を突き動かす原動力である « celle-ci (=la vertu *politique*) est le ressort qui fait mouvoir le gouvernement républicain, comme l'honneur est le ressort qui fait mouvoir la monarchie »。それゆえ、私は「政治上の徳」を祖国愛と平等への愛と呼んだのである¹⁸⁾。

項目「名誉」と『法の精神』「序文」を突き合わせると、2つのテキストに

17) *Ibid.*

18) Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, « Avertissement de l'auteur », éd. citée, p. 3. 『法の精神』第3巻第3、第6章にも類似する見解が示されている (*De l'Esprit des lois*, éd. citée, p. 26–28, p. 31)。

なお、モンテスキューにおける「名誉」の問題については、『モンテスキュー辞典』所収の以下の解説を参照した。Céline Spector, « Honneur », dans le *Dictionnaire Montesquieu* (<http://dictionnaire-montesquieu.ens-lyon.fr/fr/article/1376474900/fr/>).

用いられる表現の類似性から、サン＝ランベールがモンテスキューを強く意識しながら論を展開しようとしていることが確認される。サン＝ランベールが『百科全書』の項目で試みようとしているのは、既に同時代の読者の間で高い評価を受けているモンテスキューの著作とは距離を置き、独自の道徳論、政治思想を展開することなのである。そのことはモンテスキューが「名誉とは何か全く定義していない」¹⁹⁾と明言する一節からも確認される。

II：「名誉」についての歴史的考察とその復権

サン＝ランベールの採る論法は、モンテスキューが残している問題系を少しずつ洗いだしていくというものである。まず、「その人は美徳を法と祖国への愛と定義している « Il définit la vertu, l'amour des lois et de la patrie »²⁰⁾とあるが、これは『法の精神』の次の一節と関連づけることができよう。

共和政においてこそ、教育の全面的な力が必要になる。専制政治への恐れは、脅迫と懲罰の中で生まれる。君主政の名誉は情念によって助長され、また情念を助長する。しかし、政治上の徳は自己放棄であって、それは常にきわめて辛いものである。

この美徳は、法と祖国への愛と定義づけることができる « On peut définir cette vertu, l'amour des lois et de la patrie »²¹⁾。

モンテスキューの議論は、専制政治、君主政、共和政の各政体において人々が抱く感情、情念には相違が見られるというものである。こうしたモンテスキューの主張とは対照的に、サン＝ランベールは次のように主張する。

君主政においても、共和政においても、この祖国愛が原動力となるのは、

19) Saint-Lambert, « HONNEUR », dans l'*Encyclopédie*, t. VIII, 1765, p. 288.

20) *Ibid.*

21) Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, l. IV, chap. 5, éd. citée, p. 41.

一部の状況、一部の事態に限られる。「名誉」はいたるところで、より経常的に作用する動機である²²⁾。

「名誉」あるいは君主政、共和政における美德は、法の性質、国家の支配力、広がり、危機、繁栄に応じて主たる原動力となる²³⁾。

「名誉」は、君主政という特定の政体において機能するものではなく、その時々状況に左右されるとはいえ、あらゆる政体において主たる原動力となるとするこの一節は、明らかにモンテスキューの説を念頭に置き、それに修正を加えることを目的としたものである。こうして、サン＝ランベールは、いわば「名誉」の復権を行おうとするのである。名誉は「あらゆる政体において必要な原動力である」²⁴⁾ というのだ。

その一方で、サン＝ランベールは自分の論が呼び起こすであろう反論に対する準備も怠っていない。本項目後半では、「しかし、なぜあらゆる政体において常に主たる動機となるこの『名誉』は時としてかくも奇妙なものとなるのか」²⁵⁾ との問いを立てながら、コンディヤックやルソーといった18世紀の思想家に用いられた手法に倣い、素朴で平和な原初状態から出発して、社会の発展に伴い、「名誉」が変容していくさまをたどっていくのである²⁶⁾。原初時代にはまず「勇気」、そして「真実の愛、率直さ、誠実さが勇気に次いで最も賞賛され「les plus honorées」」²⁷⁾、「夫婦の貞節が『名誉』」²⁸⁾であったものの、文明が発達し、社会が洗練されていくと、階級社会が誕生し、その階級に応じて市民の「名誉」に対する考え方が多様化していく²⁹⁾。

22) Saint-Lambert, « HONNEUR », dans l'*Encyclopédie*, t. VIII, 1765, pp. 288–289.

23) *Ibid.*, p. 289.

24) Saint-Lambert, « LÉGISLATEUR », dans l'*Encyclopédie*, t. IX, 1765, p. 359.

25) Saint-Lambert, « HONNEUR », dans l'*Encyclopédie*, t. VIII, 1765, p. 289.

26) *Ibid.*, pp. 289–290.

27) *Ibid.*, p. 289.

28) *Ibid.*

29) *Ibid.*

ここで登場するのが「名誉 « honneur »」ではなく、その複数形、すなわち「勲章 « les honneurs »」である。

知性が優れているということは、主な尊敬の対象となる。精神の力は、肉体的な力よりも尊敬される。注意深い立法者は、最も必要な才能を刺激する。その時、立法者はいわゆる「勲章 « les honneurs »」を人々に配るようになるのだ。勲章は、国民に対してある市民が有徳の士、「名誉」の人だと伝えるのだ。あらゆる階級に対して「勲章」がある³⁰⁾。

国家の繁栄に貢献する有徳の士に対して、「勲章」、すなわち働きぶりに見合った報酬を与えるという発想は、功利主義につながるものである。実際、項目「名誉」でサン＝ランベールはヒュームの名を引き合いに出しながら、「私たちの尊敬に値するかどうかを決定するのは常に有用性なのだ。有用な人は、私たちが敬意を与える人なのだ³¹⁾」と明言している。しかし、完成度の高まった国家においては、習俗が頹廢し、それとともに「勲章・栄典 « les honneurs »」を有する人が有徳の人であるかどうかは次第に問題にされることがなくなり、結果として「勲章・栄典 « les honneurs »」は「真の名誉」とは独立して存在するものになったというのである³²⁾。

まるで『人間不平等起源論』の議論をパロディ化し、読者を楽しませようとしているかのような筆運びで習俗の頹廢に伴う「名誉」の変容のリスクを明らかにした上で、サン＝ランベールはこうしたリスクへの対処法を提示する。すなわち、立法者による管理と法による規制である。

君主は「名誉」と美徳の観念をあらゆる法への愛と法の遵守に結びつけなければならない。規律に背いた戦士は、敵前逃亡した戦士と同様、名誉を剥奪されなければならない。

30) *Ibid.*

31) *Ibid.*

32) *Ibid.*, p. 290.

君主は法を変えたり、数を増やしたりしないようにしなければならない。法は守られなければならないが、恐怖に陥れてはならない。君主は愛されなくてはならない。「名誉」が支配する国では、立法者を愛さなければならないが、恐れてはならない³³⁾。

「君主」と「立法者」が同一視されているこのテキストから、サン＝ランベールがここで念頭に置いているのは立憲君主政であることがわかる。そうした政体の中で真の「名誉」が守られ、健全な社会生活が維持されるために立法者が果たすべき役割については、まさしく項目「立法者」の次の一節に示されている。

勲章を適切かつ時宜を見計らって配分することにより、名誉の感情を掻き立て、それを国家の幸福へと向かわせる。勲章が美徳に対する報いであるなら、名誉は徳高き行為へと向かわせることになるだろう³⁴⁾。

サン＝ランベールの発想は功利主義に基づいているとはいえ、それは「法の遵守」ないし、「美徳を守ること」という一定の良識的制限の中で許されているのである。同じく、項目「立法者」の懲罰に関する一節からも、サン＝ランベールは、法制度が健全に機能し、良識を備えた市民から構成される国家では、道徳的制裁という観点から名誉心が罪に対する抑止力を有するとみなしていることが分かる。

国家の法によって市民が政治に関心を寄せている国、教育と行政によって人々の心に道徳的規範と愛国的感情、名誉心が刻み込まれている国においては、罪人に最も軽い罰を科すだけで十分である。罰は、罰せられる市民が罪を犯したと示すだけで十分なのである。同郷人の眼差しが、

33) *Ibid.*

34) Saint-Lambert, « LÉGISLATEUR », dans l'*Encyclopédie*, t. IX, p. 360.

罰につけ加わるのだから³⁵⁾。

この一節からは、法による規制のみならず、「同郷人の眼差し」、すなわち同郷人による罪人の道徳性への評価が、その罪人にとって懲罰的な役割を果たし、抑止力を発揮するとサン＝ランベールが考えていることが確認される。

それでは、このようにサン＝ランベールが『百科全書』の項目において、名誉の社会的有用性を強調するのはいかなる理由によるのか。

Ⅲ：エルヴェシウスとサン＝ランベール

18世紀フランスにおいて、功利主義の文脈における「名誉」の復権を試みた思想家としてここで思い出したのが、エルヴェシウスである³⁶⁾。エルヴェシウスの『精神論』（1758）は、そこに展開される極端な思想——人間は本質的に利己的な存在であるという主張——のせいで宗教界のみならず、同時代の多くの思想家たちの批判を受けることとなった³⁷⁾。そのような状況の中で、サン＝ランベールは、1772年、エルヴェシウスが遺した寓意詩『幸福』³⁸⁾を刊行するにあたり、『エルヴェシウスの生涯と作品についての試論』を匿名でこの寓話詩に添え、同時代人によって断罪された『精神論』の弁護を行ったが、これに先立って『百科全書』の項目「利益«INTÉRÊT»」³⁹⁾においても、具体的にエルヴェシウスの名を挙げることなく「利己心」の擁護をすることで、この思想家の復権を試みている⁴⁰⁾。したがって、項目「利

35) *Ibid.*, pp. 360–361. 強調は論者。

36) エルヴェシウスにおける「名誉」の問題については、以下の論考を参照した。森村敏己「エルヴェシウス：功利主義のける名誉心—道徳哲学から統治改革論へ—」、『経済学史学会年報』（経済学史学会）、第30号、1992年、pp. 37–45。

37) 同上、pp. 37–39。

38) Helvétius, *Le Bonheur. Poème en six chants. Avec des fragments de quelques Épîtres. Ouvrages posthumes d'Helvétius*, Londres, 1772.

39) Saint-Lambert, «INTÉRÊT (Morale)», dans *l'Encyclopédie*, t. VIII, 1765, pp. 818–819.

40) この点については、以下の拙論を参照のこと。井上櫻子「サン＝ランベール

益」と同じく『百科全書』第8巻に収録されている項目「名誉」において、エルヴェシウスの道徳論の根幹をなす「名誉心」の社会的有用性を強調しているのも不自然ではないだろう。『精神論』には「名誉への愛」の機能について次のように述べられているからだ。

吝嗇や愛といった情念に突き動かされて抱く観念やなす行動が一般にあまり評価されないのは、こうした観念や行動がたいていの場合、それほど術策や才気を必要としないからというわけではない。これらの観念や行動が公衆にとってはどちらでも良いもの、あるいは有害なものでさえあるからだ。公衆は、先の論で証明したとおり、有用な行動と観念にしか有徳であるとか、機知に富んでいるといった称号を与えないからである。しかるに、名誉への愛は常にこの類の行動や観念を生み出すことのできる唯一の情念なのである⁴¹⁾。

ここでエルヴェシウスの用いる語は« l'honneur »ではなく« la gloire »であるが、この2つの語はほぼ同義と捉えることができるだろうし、名誉心が有徳の行動へと人間を導くという発想は、サン＝ランベールの名誉の社会的機能に対する考え方ときわめて似通っている。また、同じ『精神論』には「名誉を愛する人は皆、どんなに小さい罪も犯すことはできない」⁴²⁾とあり、サン＝ランベール同様、名誉への愛が罪を犯すことに対する道徳的抑止力となると主張していることが確認される。表面的には、モンテスキューの論に対する反論のように映る項目「名誉」は、エルヴェシウスの思想の弁護という役割を担っているのである。

の道徳思想—『百科全書』項目「利益« Intérêt » (*Morale*)」の典拠研究、『慶應義塾大学日吉紀要 フランス語フランス文学』、第65号、2017年、pp. 55–66.

41) Helvétius, *De l'Esprit*, Durand, 1758, p. 312. 森村敏己、前掲論文、p. 40.

42) Hélvétius, *De l'Esprit*, p. 370.

『幸福』と同じく、やはりエルヴェシウスの遺作である『人間論』(1771)には、項目「名誉」におけるサン＝ランベール同様、「専制国家においては恐れ、君主制国家においては名誉、共和制国家においては美德が原動力となる」との主張に対する批判を展開している⁴³⁾。『百科全書』の項目においてサン＝ランベールが「真の名誉」を君主政、共和政における共通の原動力、行動原理とするのに対し、『人間論』執筆時のエルヴェシウスは、権力への愛をすべての政体に共通の原動力として「権力への愛」を挙げているとはいえ、二人がモンテスキューの同じ議論に着目しながら国家の原動力についての思索を深めているのは興味深い。『百科全書』にサン＝ランベールが寄稿した項目に目を向けることによって、道徳論、政治思想の形成過程において、この寄稿者とエルヴェシウスにいかなる協働関係があったか、そしてまたエルヴェシウスの作品が同時代人にどのように受容されたかという問題についても新たな視点から捉え直すことが可能になるだろう。

付記：本研究成果は、平成31年度・令和元年度文部科学省科学研究費・基盤研究(C)(課題番号17K02601)の助成を受けたものである。

43) Helvétius, *De l'Homme*, Section IV, chap. 11, pp. 501–502.